

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官  
関東森林管理局  
千葉森林管理事務所長 原 啓一郎

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 案件名 ガスファンヒーターほか  
詳細については別紙仕様書のとおり
- 2 納入期限 令和 8 年 1 月 16 日 ( 金 )
- 3 納入場所 関東森林管理局 千葉森林管理事務所
- 4 見積書等提出  
(1) 日時 令和 7 年 12 月 17 日 ( 水 ) 10 時まで  
(2) 場所 電子調達システムによる提出  
電子調達システムによる提出ができない場合は、持参もしくは郵便による提出を認めます。  
宛先：千葉森林管理事務所 総括事務管理官  
郵便：263-0034  
住所：千葉県千葉市稻毛区稻毛1-7-20
- 5 提出書類  
(1) 見積書提出方法に関わらず、見積金額は消費税込みの価格で作成してください。  
なお、内訳金額の記載を必須とします。金額は消費税抜き、税込金額が分かるように記載をしてください。また、日付の記載をお願いします。電子調達システムへの入力は、税抜き価格となることに留意してください。  
(2) 資格を証明する書類の写し。及び下記7の資格を証明できる書類の写し。  
(3) 提出 電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信してください。郵送、持参をする場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名) 見積書 在中」と朱書きで記載のうえ提出をしてください。
- 6 契約の締結日 見積もり採用の日
- 7 必要な資格等  
令和07・08・09年度農林水産省参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格(「物品の販売」又は「物品の製造」)を有する者であること。
- 8 その他の  
(1) 見積書の提出前に、「別紙オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認してください。  
(2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、「契約条件書」を承諾したものとみなします。

(担当：総括事務管理官 )  
(電話：043-242-4656 )

別紙

仕様書

1. 物件

No.	品名	規格・品質	例示品	数量	単位
1	ガスファンヒーター	【適用床面積】木造11畳(18.0平米)、 コンクリート造15畳(25.0平米) 【燃料】都市ガス13A	リンナイ RC-Y4002PE	1	台
2	ガスコード	No.1のガスファンヒーターに対応するもの 【長さ】2m 【接続先】ガスコンセント	リンナイ RGH-D20K	1	本

※例示品または例示品と同等の規格・品質を満たす物品であること。

※同等品となる場合には、あらかじめ担当者に確認し了解を得ること。

2. 納入場所

千葉森林管理事務所 2階

〒263-0034 千葉県千葉市稻毛区稻毛1-7-20

3. 責任の所在

物品の納品については、製造者の如何にかかわらず受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当者に確認すること。

## 契約条件書(売買)

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもつて引渡しを完了したものとする。
- 3 検査に不合格のものがあったときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれたかしがあった場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100 分の10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

別紙

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合せに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) (1)～(3)のほか、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先 電子調達システムによる提出

電子調達システムによる提出ができない場合は、持参もしくは郵便による提出を認めます。

関東森林管理局 千葉森林管理事務所

〒 263-0034 千葉県千葉市稻毛区稻毛1-7-20

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きして下さい。

3. 契約書等の作成の要否について会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徵収又は契約書を作成します。(契約金額により省略する場合もあります。)

4. その他

- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。
- (2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。